	平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から平成22年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成11年度補正予算債 ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　1.000 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.996 ⑵　平成12年度補正予算債　0.963 ⑶　平成13年度補正予算債 ア　都道府県76.0%分　0.925 イ　都道府県66.0%分　0.802 ウ　都道府県50.0%分　0.609 ⑷　平成14年度補正予算債 ア　新幹線鉄道整備分 0.563にβを乗じて得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.563以下であるときは、0.563とする。） β　α×0.9×0.45（掛け放し） α　第12条第６項第８号算式XIにより算出したα イ　都道府県50.0%分　0.563 ⑸　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0%分　1.146 イ　都道府県50.0%分　0.604 ⑹　平成17年度補正予算債　0.595 ⑺　平成18年度補正予算債　0.577 ⑻　平成19年度補正予算債　0.566 ⑼　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0%分　0.180 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.150にβを乗じて得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.150以下であるときは、0.150とする。） β　α×0.9×0.45（掛け放し） α　第12条第６項第８号算式XIにより算出したα ウ　都道府県50.0%分　0.150 ⑽　平成21年度補正予算債 ア　都道府県60.0%分　0.168 イ　整備新幹線整備事業分 0.139にβを乗じて得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.139以下であるときは、0.139とする。） β　α×0.9×0.45（掛け放し） α　第12条第６項第８号算式XIにより算出したα ウ　都道府県50.0%分　0.139
		⑾　平成22年度補正予算債 ア　都道府県60.0%分　0.148 イ　整備新幹線整備事業分 0.113にβを乗じて得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.113以下であるときは、0.113とする。） β　α×0.9×0.45（掛け放し） α　第12条第６項第８号算式XIにより算出したα ウ　都道府県50.0%分　0.125 エ　都道府県45.0%分　0.113
九　地方税減収補**塡**債償還費	地方税の減収補**塡**のため平成２年度から平成22年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　平成３年度減収補**塡**債　1.000 ⑵　平成４年度減収補**塡**債　1.046 ⑶　平成５年度減収補**塡**債　1.071 ⑷　平成６年度減収補**塡**債　1.111 ⑸　平成７年度減収補**塡**債　1.097 ⑹　平成８年度減収補**塡**債　1.117 ⑺　平成９年度減収補**塡**債　1.094 ⑻　平成10年度減収補**塡**債　1.078 ⑼　平成11年度減収補**塡**債　1.105 ⑽　平成12年度減収補**塡**債　1.079 ⑾　平成13年度減収補**塡**債　1.094 ⑿　平成14年度減収補**塡**債　1.032 ⒀　平成15年度減収補**塡**債　1.124 ⒁　平成16年度減収補**塡**債　1.125 ⒂　平成17年度減収補**塡**債　1.210 ⒃　平成18年度減収補**塡**債　1.198 ⒄　平成19年度減収補**塡**債　1.214 ⒅　平成20年度減収補**塡**債　0.254 ⒆　平成21年度減収補**塡**債　0.222 ⒇　平成22年度減収補**塡**債　0.206
十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成２年度から平成５年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正 ⑴　平成２年度地域財政特例対策債　1.000 ⑵　平成３年度地域財政特例対策債　2.283